生第91848号	液状複合肥料	有機入り液肥６・８・３	株式会社グローウェル	福岡県糸島市志摩稲留５番
生第91849号	液状複合肥料	有機入り液肥６・３・３	株式会社グローウェル	福岡県糸島市志摩稲留５番
生第92270号	液状複合肥料	有機入り液肥６・６・３	株式会社グローウェル	福岡県糸島市志摩稲留５番
生第92297号	液状複合肥料	有機入り液肥10・３・２	株式会社グローウェル	福岡県糸島市志摩稲留５番

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
新関越自動車道	反坂田戸市大字中里字正天三三四番三から同市大字戸口字八七番一まで	平成二十五年八月二十五日十時

○国土交通省告示第八百十号

水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第四条第三項の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域整備計画を決定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

肱川水系河辺川山鳥坂ダムに係る水源地域整備計画

(1)　整備計画作成の意義

山鳥坂ダムは、肱川水系河辺川の愛媛県大洲市肱川町山鳥坂に、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を目的として建設される治水ダムである。

この計画は、本ダムの建設により総面積約76ヘクタール（うち農地面積約８ヘクタール）、住宅27戸が水没することになるため、その周辺地域の生産機能又は生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、本ダムに係る水源地域及び水源地域外の愛媛県大洲市の一部の地域において、生活環境、産業基盤等を計画的に整備しようとするものである。

(2)　事業の概要

①　治水事業

事業の概要　大洲市肱川町山鳥坂において、既設堰堤に魚道の整備を行う。

事業主体　愛媛県

施工区域　大洲市

②　道路の整備に関する事業

事業の概要　県道小田河辺大洲線約7.8キロメートル、市道京造見の越線ほか７路線合わせて約3.9キロメートルの整備を行う。

事業主体　愛媛県、大洲市

施工区域　大洲市

③　簡易水道の整備に関する事業

事業の概要　大洲市肱川町山鳥坂及び河辺町植松において、簡易水道施設の整備を行う。

事業主体　大洲市

施工区域　大洲市

④　公営住宅の整備に関する事業

事業の概要　大洲市肱川町山鳥坂において、公営住宅の整備を行う。

事業主体　大洲市

施工区域　大洲市

⑤　林道の整備に関する事業

事業の概要　林道岳山線ほか２路線合わせて約5.4キロメートルの整備を行う。

事業主体　大洲市

施工区域　大洲市

⑥　公民館その他の集会施設又は民俗文化財若しくは有形文化財（考古資料その他学術上価値の高い歴史資料に限る。）の保存及び活用のための施設の整備に関する事業

事業の概要　大洲市肱川町山鳥坂において、集会施設の整備を行う。

事業主体　大洲市

施工区域　大洲市

⑦　スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設の整備に関する事業

事業の概要　大洲市肱川町山鳥坂において、公園広場等の整備を行う。

事業主体　大洲市

施工区域　大洲市

⑧　消防施設の整備に関する事業

事業の概要　大洲市肱川町山鳥坂において、消防詰所の整備を行う。

事業主体　大洲市

施工区域　大洲市

⑨　し尿処理施設の整備に関する事業

事業の概要　大洲市肱川町山鳥坂において、合併処理浄化槽等の整備を行う。

事業主体　大洲市

施工区域　大洲市

(3)　予定工期

おおむね平成25年度から平成38年度までを目途とし、弾力的に執行するものとする。

(4)　経費の概算額

約69億円

○防衛省告示第百五十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第一条の規定に基づき、平成五年総理府告示第十九号（三沢対地訓練水域に係る漁船の操業を制限し、又は禁止する条件の特例を定めた件）の一部を次のように改正したので、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月二十三日

防衛大臣　小野寺五典

本文中「平成十五年九月一日から同月三十日までの間」を「平成二十五年九月一日から同月三十日までの間」に、「平成十六年から平成二十四年まで」を「平成二十六年から平成三十四年まで」に、「平成二十五年四月一日から同年八月三十一日までの間」を「平成三十五年四月一日から同年八月三十一日までの間」に改める。

○防衛省告示第百六十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、使用条件変更が平成二十五年八月二十二日次のとおり決定された。

平成二十五年八月二十三日

防衛大臣　小野寺五典

海上演習場関係

◎使用条件変更

三沢対地訓練区域

一　平成二十五年九月一日から同月三十日までの間については、現行の使用条件の特例として、十五日を限度として演習時間を午前八時から午後九時まで又は午前九時から午後十時までとする。また、平成二十六年から平成三十四年までの各年の四月一日から九月三十日まで及び平成三十五年四月一日から同年八月三十一日までの間については、現行の使用条件の特例として、それぞれ各月につき十五日及び合計六十日を限度として演習時間を午前八時から午後九時まで又は午前九時から午後十時までとする。

二　本区域を一に掲げる時間帯に使用するときは、最小限七日間変更しないものとし、原則としてその十五日前（遅くとも五日前）に予告する。

三　一の特例が適用されない期間の演習は、従前の時間帯において行われる。